

# 国保 年金



## 出産育児一時金

### 医療機関へ 直接支払います



平成21年10月から、出産育児一時金の直接支払制度が始まりました。被保険者が医療機関で手続きをすることにより、国保から直接、医療機関に一時金42万円を支払う制度です。

これにより、被保険者は出産費用から一時金分を引いた差額を医療機関に支払えばよいことになり、事前にまとまった費用を用意する必要がなくなりました。

直接支払制度を利用しないこともできます。その場合、これまで通り出産後に市へ申請することになります。直接支払制度を実施していない医療機関もあるので、出産予定の医療機関に直接確認してください。

#### 直接支払制度を利用する場合

医療機関で、保険証を提示して直接支払制度に関する合意文書に署名してください。通常、市での手続きは不要ですが、

出産費用が一時金の額を下回った場合は、差額分を受け取るための手続きが必要になります。保険年金課、下総・大栄支所市民福祉課で申請してください。

#### 直接支払制度を利用しない場合

医療機関で、保険証を提示し直接支払制度を利用しない旨を申し出てください。退院時に出産費用の全額を医療機関に支払い、保険年金課、下総・大栄支所市民福祉課に申請してください。

申請に必要なもの＝保険証、母子健康手帳、世帯主の預金口座番号の分かるもの、印鑑、医療機関から受け取る直接支払制度に関する合意文書と出産費用の請求・領収明細書



## 国民健康保険

### 70歳～74歳の加入者は

#### 保険証一斉更新・送付

国民健康保険に加入している70～74歳の人(現在3割負担している人、後期高齢者医療制度で一定の障がいがあると認定された人を除く)は、4月に保険証が更新されます。3月上旬に新しい保険証を郵送します。

現在お持ちの保険証は、有効期限が過ぎてから、市役所などにある保険証回収箱へ返却してください。

#### 窓口負担割合の見直し

窓口負担割合は4月から2割に引き上げられる予定でしたが、この改正が引き続き凍結され、平成23年3月までの1年間は、これまで通り1割に据え置かれます(現在3割負担している人は除く)。ただし、8月以降は、前年所得を基に窓口負担割合が変更される場合があります。



## 国民年金の特例制度

### 追納をお勧めします

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例が承認された期間は、保険料を納めた場合よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなってしまいます。そこで、当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」をお勧めします。

追納することにより、保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。ただし、免除などを受けた年度の翌年度から数えて3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算金が付きます。

「追納」を希望する人は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)まで連絡してください。

平成22年3月31日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年度	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成11年度	16,190円 (2,890円)	-	-	-
平成12年度	15,560円 (2,260円)	-	-	-
平成13年度	14,960円 (1,660円)	-	-	-
平成14年度	14,390円 (1,090円)	-	7,200円 (550円)	-
平成15年度	14,180円 (880円)	-	7,090円 (440円)	-
平成16年度	13,980円 (680円)	-	6,990円 (340円)	-
平成17年度	14,010円 (430円)	-	7,010円 (220円)	-
平成18年度	14,070円 (210円)	10,550円 (160円)	7,030円 (100円)	3,510円 (50円)
平成19年度	14,100円 (0円)	10,570円 (0円)	7,050円 (0円)	3,520円 (0円)
平成20年度	14,410円 (0円)	10,810円 (0円)	7,200円 (0円)	3,600円 (0円)

※くわしくは保険年金課(国保☎20-1526・年金☎20-1547)へ。